

(別紙)

有機農産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4 有機農産物の生産の原則		
有機農産物の生産の原則は削除すべきでない。	1	現行の有機農産物の J A S 第 2 条の有機農産物の生産の原則は、削除せず、改正案の箇条 4 に規定しています。
5.1 ほ場、5.2 栽培場		
みどりの食料システム戦略の目標として定められた有機農業の取り組み面積の拡大を図るために、経済性を考慮し、転換期間の条件を緩和すべき。当該転換期間は、現状 2 年のところ、1 年（1 作）で十分と考える。	1	有機 J A S は、国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、米国、E U 等と有機同等性の相互承認を行っています。 これら同等国においても、コーデックスガイドラインに準拠し有機農産物の J A S と同等の転換期間が定められていることから、国際的な整合性を担保し有機食品の輸出に資する観点から、基準を緩和することは適当ではないと考えています。
5.4 ほ場に使用する種子又は苗等		
放射線照射は、収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程（5.13）において禁止されているが、種子又は苗等に対しても禁止されているのか。されていない場合には禁止すべき。	1	種子又は苗等に対する放射線照射については、米国、E U 等の有機基準と同様、その禁止について規定していません。 なお、放射線照射より育種された品種由来の種苗の使用については、コーデックスガイドラインにおいても、同ガイドラインに準拠した E U、米国の有機基準においても禁止されていないものと承知しており、有機 J A S においても同様の扱いとしています。
附属書		
有機 J A S として使用可能な農薬、調整用資材の幅が広がることは、選択の幅が広がり、安定生産につながると考える。	1	農薬等の資材については、事業者のご要望を踏まえ、コーデックスガイドラインの資材追加の要件に適合するものを追加することとしています。 なお、コーデックスガイドラインに準拠

		し、農薬等の資材についてはやむを得ない場合に限り使用できることとしています。
資材の製造工程において化学的プロセスを経た原料、遺伝子組換え作物不分別の原料のコンタミネーションが一切認められていないのは厳しすぎる。	2	有機農産物のJAS資材評価手順書において示しているとおり、資材の適合性評価においては、一般的な品質管理を行ったうえで生じた化学的に合成された物質及び組換えDNA技術が用いられた資材のコンタミネーションは問いません。
資材として使用する醸造酢について、原料が遺伝子組換えかどうかについては、一段階前までのプロセスまでは追求しなくてよいこととすべき。 こういった対応をしないと、資材の調達先が限定され、生産コストが高くなり、有機農業の普及を阻む要因になる。	1	有機JASの基準においては、コーデックスガイドラインの生産の原則に従い、組換えDNA技術が用いられた資材の使用を禁止しており、資材の原材料に組換えDNA技術が使用されているかどうかの確認は、プロセスの段階に限らず行うことが必要です。 なお、農林水産省では、資材評価に係る事業者の負担を軽減するため、資材評価手順書をわかりやすく改訂するとともに、登録認証機関が適合と判断した資材リストについて農林水産省のホームページに一元的に公表しています。
有機農産物の原則に鑑み、天然素材であっても土壌そのものの力を削ぐような肥料、農薬には更に厳しい制限をかけるべき。	1	有機農産物のJASは、コーデックスガイドラインに準拠し、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、やむを得ない場合に限り附属書に記載された肥料、農薬であれば使用可能としています。 これら附属書の資材は、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認しており、更に厳しい制限は不要と考えています。
カスガマイシン等抗生物質製剤を有機農産物生産の農薬に追加することは、耐性菌の出現を招く懸念があることから避けるべきではないか。	1	有機農産物のJASは、農薬の使用を避け、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うことを原則としており、附属書の農薬は、「農産物に重大な損害が生ずる危険が窮迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生

		物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合」に限り認められていることから、カスガマイシン等が耐性菌出現に繋がるような頻度で使用されることは想定されないと考えています。
炭酸水素カリウムは、ナトリウムによる害がなく、日本の有機農業をより望ましくする効果があると考えことから、農薬として追加すべき。	1	ご指摘の炭酸水素カリウムについては、既に「炭酸水素カリウム水和剤」として附属書Bに掲載されています。
規格全般		
有機農産物の生産行程管理者が切り干し大根、乾燥シイタケ、茶等の加工を行う場合、有機農産物の認証に加え有機加工食品認証を取得する必要があるが、費用、事務処理の面で両方の認証を取得することができず、事実上有機加工食品の市場からロックアウトされている。 また、米の乾燥、粳摺り等は茶の加工と同じ工程を踏むが、有機農産物の認証のみで販売が可能である。 これらのことから、添加物を使用しない加工は全て農産物の認証を取得していれば行えるようにすべき。	1	添加物を使用していない場合も、原材料に実質的な変更を加え、又は新しい属性を付加する場合は、有機加工食品の認証の技術的基準に従い生産行程を管理することが必要です。 ご指摘の食品は、農産物に実質的な変更を加え、又は新しい属性を付加し、加工食品としていますので、有機加工食品の認証が必要です。
水わさびが有機農産物のJASの対象となるよう今後も継続して検討してほしい。	2	水わさびについては、各国の基準を踏まえ、水わさび以外の水の力を利用した他の栽培方法との関係等についても整理した上で、国際整合性について十分な説明が行えるよう、検討を続けてまいります。
組換えDNA技術だけでなく、ゲノム編集も禁止すべき。	2	ゲノム編集については、日本農林規格調査会において、有機農産物等のJASでは種子等に使用できないよう規定する方向性とされた上で、登録認証機関による具体的な確認方法等の検討が必要であることから、今後のゲノム編集技術を用いたものの生産・流通状況、食品関係法令及び他国にお

		ける取扱いを踏まえ、引き続き検討することとなりました。 これらの状況が整理でき次第、改めて日本農林規格調査会にお諮りしたいと考えています。
改正案では、「、」を「，」としているが、日本語の文章における「，」の使用は適切ではない。	1	J A S の国際規格との連動性向上等のため、他の J A S と同様に、I S O の様式作成の手引きを考慮して作成された J I S Z 8301 に従い様式を改正しており、本 J I S の規定に従い「，」を使用しています。
実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。 他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。	1	実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。 今後わかりやすい情報提供に努めたいと思います。